

# 委員会傍聴制度を充実します

～平成 25 年 2 月 19 日から実施～

市民に開かれた議会を目指す議会改革の取り組みとして、委員会傍聴制度の充実を図るため、以下の 3 項目の実施を決定しました。

- 傍聴席数を増やします
- 「開会前」までだった受け付けを「随時」に変更します
- 資料の持ち帰りができるようになります

令和 5 年 10 月 5 日の議会運営委員会で  
個人情報保護の観点から  
委員会資料の持ち帰りは  
認めないこととなりました

## [実施内容]

### ■委員会室の傍聴席数の拡大

常任委員会室	第 1 ～ 第 4	10 席 → 15 席
	第 5	10 席 → 12 席
特別委員会室	第 1	10 席 → 15 席
	第 2	10 席 → 12 席
	※第 3 特別委員会室は現行どおり (20 席)	

※各委員会室の席数を超えたときは、場合に応じて別室で音声傍聴となります。

### ■傍聴の随時受け付け

委員会の開会時間までとしていた受付時間を見直し、開会後であっても、随時受け付けを行います。 ※ 受け付けは、議会棟 8 階の議会事務局議事課 (条例予算・決算特別委員会総会は議会棟 13 階の第 3 特別委員会室) で行います。

### ■委員会資料の持ち帰り

閲覧のみとしていた委員会資料の取り扱いを見直し、委員会終了後に、資料の持ち帰りができるようになります。(資料の数には限りがあります。また、分科会報告書など、一部、持ち帰りできない資料もあります)

令和 5 年 10 月 5 日の議会運営委員会で  
個人情報保護の観点から  
委員会資料の持ち帰りは  
認めないこととなりました